

令和六年法律第十三号

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建
支援等給付金に係る差押禁止等に関する
法律

(趣旨)

第一条 この法律は、令和六年能登半島地震災害
に係る住宅再建支援等給付金について、その支
給を受けることとなった者が自らこれを使用す
ることができるよう、その差押禁止等について
定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「令和六年能登半島地
震災害に係る住宅再建支援等給付金」とは、令
和六年一月一日に発生した令和六年能登半島地
震による災害により住宅に被害を受けた世帯
(以下この条において「被災世帯」という。)の
住宅の再建の支援等の観点から支給される給付
金であつて、それらがあいまって被災世帯に必
要な支援を確保し、当該災害により被害を受け
た地域のコミュニティの再生を図り、当該地域
における社会福祉の向上に資するものとして石
川県から支給される次に掲げるものをいう。

一 令和六年三月一日に閣議において決定され
た令和五年度一般会計予備費の使用に基づく
地域福祉推進支援臨時特例交付金その他高齢
者若しくは障害者がいる世帯又は住宅の建
設、購入若しくは補修のための借入金の借入
れを受け若しくは返済を行うことが容易でな
い世帯に対して給付金を支給することを目的
として国が交付する交付金として厚生労働省
令で定めるものを主たる財源として支給され
る給付金

二 前号に掲げる給付金の支給を受けていない
世帯の住宅の建設、購入又は補修のための借
入金の利息の支払に充てるものとして支給さ
れる給付金として厚生労働省令で定めるもの
(差押禁止等)

第三条 令和六年能登半島地震災害に係る住宅再
建支援等給付金の支給を受けることとなった者
の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に
供し、又は差し押さえることができない。

2 令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支
援等給付金として支給を受けた金銭は、差し押
さえることができない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に支給を受
け、又は支給を受けることとなった令和六年能

登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金
(第一条第一号の地域福祉推進支援臨時特例交
付金に係るもの及び同条第二号に掲げるものに
限る。)についても適用する。ただし、この法
律の施行前に生じた効力を妨げない。